随意契約理由書

１　案件名称

南大江保育所エレベーター設備保守点検業務委託

２　契約の相手方

フジテック株式会社　近畿統括本部

執行役員　近畿統括本部長　杉山 健一

３　随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、１か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第１６７条の２第１項第２号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

５　担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課

（電話番号０６‐６２０８‐８１３８）

６　その他

令和 4 年 3 月 17 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

１　案件名称

森小路保育所ほか２か所エレベーター設備保守点検業務委託

２　契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所　所長　成瀬 友章

３　随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、１か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第１６７条の２第１項第２号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

５　担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課
（電話番号０６‐６２０８‐８１２５）

６　その他

令和 4 年 3 月 17 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市若者自立支援事業（コネクションズおおさか）業務委託（概算契約）

2　契約の相手方

認定特定非営利活動法人 育て上げネット

3　随意契約理由

本業務は、厚生労働省の「地域若者サポートステーション」事業と連携して事業を実施するものであり、相談を中心として個々の若者に見合ったプログラムを構築・提供し、継続的に若者の自立を支援するという事業内容である。

実施にあたっては、専門性に裏付けられた相談体制の構築や幅広く相談に応ずるためのネットワークの構築、様々な自立段階にある若者に対応したワークショップの企画、運営、継続的支援を可能にする組織体制など、専門的な知識・ノウハウを多大に要する業務であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、令和２年度に、令和３年～５年度の３年間の事業継続を前提に、契約は単年度契約とし、運営が良好な場合は２回を限度として同一事業者と契約することができることとして、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定したところである。

公募時、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、認定特定非営利活動法人「育て上げネット」は、①若者が抱える課題を十分に認識されており、本事業趣旨・事業目的に沿った企画提案となっている、②独自のプログラムや取組みも評価することができるとともに、事業の成果についても期待することができる点が特に評価された。

また、大阪市をはじめとした様々な関係協力機関とのネットワークを構築しながら、事業連携実績は十分に認められており、今後も事業の成果を期待することができる。

さらに、令和３年度についても、契約条項を遵守して安定した事業運営を行い、コロナ禍においても事業の実施方法を工夫して運用するとともに、事業の年間数値目標についても令和４年２月末実績累計数値において達成する見込みとなっており、事業運営は良好と判断した。

以上から、２年目にあたる令和４年度についても、引き続き本法人に委託することとする。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5　担当部署

こども青少年局　企画部　青少年課　青少年企画グループ　（電話番号　06-6208-8158）

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市保育施設等職員研修事業業務委託

2　契約の相手方

一般社団法人　大阪市私立保育連盟

3　随意契約理由

現在、保育現場においては、子どもや保護者への適切な対応に苦慮する事案の増加、市民からの苦情の増加、ケガや誤食等の事故の増加など、様々な問題が発生している。このような実態から、人権保育を土台とした子どもや保護者への関わりや相談業務、児童虐待の早期発見、事故予防・安全管理についての基礎的知識から専門的な知識を含む幅広い研修実施が求められている。

本市では、保育施設等の職員を対象に保育の専門性を磨く研修を実施し、保育施設等職員の資質の向上を図るとともに、リーダー的立場の職員に対し、組織強化を目的とした効果的な研修を実施している。

そのため予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、本業務は、その業務の性質及び目的が競争入札に適さないものといえるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そこで学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人　大阪市私立保育連盟は、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人　大阪市私立保育連盟と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市保育・幼児教育センター（電話番号　06-6952-0177）

随意契約理由書

１　案件名称
　　令和４年度大阪市緊急母子一時保護事業

２　契約の相手方
　　社会福祉法人　みおつくし福祉会

３　特名随意契約理由

　大阪市緊急母子一時保護事業は、不測の事態により保護を要する母子を一時的に保護することにより、当該母子の当面の生活安定と自立を図る市単費事業である。
　昭和 56 年の事業開始当初は、主に居所がない等、生活に困窮する浮浪母子を保護し、最低限必要な衣食住を提供してきた。しかし近年では、ＤＶ被害を理由とする保護件数が年々増加し、精神障がい・知的障がいを持つケースや児童虐待ケースであるなど、複雑な課題を抱えて保護される母子が圧倒的多数である。抱える課題により、保護中の支援方法及び退所先も様々に変化する。
　そのため、本事業の実施にあたっては、母子を保護するための設備を備えていることが必要不可欠である。さらに、二週間という期間の中で母子の心理的ケアを行いつつ問題・ニーズを探り、次の生活へ向けた迅速な支援を行える人的条件が整っていることが必要であることから、実施先としては母子生活支援施設が適当である。
　みおつくし福祉会は、市内で母子生活支援施設を運営しており、長年にわたり多種多様な母子ケースに支援を行ってきた実績を持つとともに、就労・保育・健康管理・生活設計など、母子を総合的にサポートできる体制が整っており、本事業の実施を委託するのに最適であるといえる。
　以上の理由から、社会福祉法人みおつくし福祉会と委託契約を締結するものとする。
※令和４年３月 18 日開催の契約事務審査会において付議済み

４　根拠法令
　　地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署
　　こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ
　　（電話番号 06 - 6208 - 8050）

【様式５】

随意契約理由書

１　案件名称

令和４年度　大阪市塾代助成事業に関する包括的業務委託

２　契約の相手方

大阪市塾代助成事業凸版・ＣＦＣ共同事業体

（代表者）凸版印刷株式会社　西日本事業本部

（構成員）公益社団法人　チャンス・フォー・チルドレン

３　随意契約理由

大阪市塾代助成事業は、市内居住の中学生の約５割を対象に月額１万円を上限として、塾代等の助成を行うものであり、本事業に係る業務運用全般を包括的に委託している。（※事業イメージについては、別紙「「大阪市塾代助成事業」の実施業務イメージ図」を参照）

委託にあたっては、利用者に対するサービスの低下をきたすことなく効率的・効果的に安定した事業運営が行えることが重要であるため、「障害発生時等における緊急体制が構築され、速やかな対応が可能であること」、「不正利用等を防止するための各種対策などを講じることができること」、「万が一、契約期間中に制度改正を行う必要が生じた場合であっても、市民に対して柔軟で円滑な対応ができること」といった条件を満たす必要がある。また、本事業では、利用者に所得制限限度額を設定していることから、申込者等の所得確認のために本市事務管理システムと連携している。そのため、本事業との連携によって、本市システムに影響を及ぼすことなく、また個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行うことも必要である。

このようなことから、本業務委託は、この間、平成 25 年度に実施した総合評価一般競争入札で落札した現行事業者が提案・構築した専用ＷＥＢシステムやＩＣカード等をベースとして実施している。

令和元年度に、本業務委託の入札参加の意向について他の事業者にヒアリングしたところ、新たなシステムを構築するには相当の時間と労力、資金、そして、事業執行のための体制確保が必要であり、参入することは困難とのことであった。

このため、現時点において、利用者及び参画事業者等へのサービス低下をきたすことなく安定した事業運用等を行うことができる事業者は、上記の専用ＷＥＢシステム及びＩＣカードの著作権を有し、本事業に必要となる体制が既に確保されている大阪市塾代助成事業凸版・ＣＦＣ共同事業体のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定に該当するため、本事業体と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

こども青少年局企画部青少年課（こども育成事業グループ）（電話番号 06-6208-8159）

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度地域こども体験学習事業にかかる業務委託

2　契約の相手方

一般財団法人　大阪教育文化振興財団

理事長　小倉　健宏

3　随意契約理由

本業務は、地域のこどもの健全育成に関わる活動を行う大人が自立して自らの力でこどもに体験学習の機会を提供できるよう支援すること目的に実施している事業であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

地域でこども育成に関わる活動を行う大人及びその大人から指導を受けるこどもが、自然体験、社会体験、文化体験など、さまざまな体験活動や指導プログラムに取り組み、多様なニーズに応じてより効果的な事業内容で実施するためには、毎年、事業内容を工夫して実施する必要がある。また、地域での体験活動の取組を一層活性化するためにも、当該事業と同種事業の企画・運営を実施する実績のある団体や事業者等からのより工夫した内容の提案を取り入れることにより、より一層の効果的な事業実施ができるため、学識経験者等の委員で構成される地域こども体験学習事業委託事業者選定会議にて意見を聴取し、本市が提示した企画提案仕様書に対する記載内容が具体的であり、効率性、利便性、実効性の高い内容であるとの審査の結果を受け契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人　大阪教育文化振興財団と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5　担当部署

こども青少年局青少年課（放課後事業グループ）　（電話番号　06‐6208‐8162）

特名随意契約理由書

１　案件名称

母子保健にかかる訪問事業の業務委託（概算契約）

２　契約の相手方

大阪市天王寺区細工谷１－１－５

一般社団法人 大阪府助産師会 会長　緒方　敏子

３　特名随意契約理由

助産師は、産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、母子相互作用の視点から育児の支援ができ、この時期に訴えの多い母乳育児や育児に関する相談に対して、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる。また乳児及び産婦の健康管理だけでなく、養育力を高めるための支援も児童虐待予防の視点から重要であり、その技術を兼ね備えているのは助産師である。この点から、本事業の支援者には、周産期の専門職である助産師が最適である。

本事業は、24 区の保健福祉センターからの依頼があれば、迅速に家庭訪問を実施する必要性がある。一般社団法人大阪府助産師会（以下「助産師会」という）は大阪府域内の約 670 人の助産師が属し、助産師の派遣に関して柔軟に対応できる組織力や調整力を有し、さらに助産師業務の水準を維持・改善・向上のために専門に関する知識の吸収と技術の練磨に組織的に努めている。

さらに本市の妊婦健康診査事業や産後ケア事業、妊婦教室など母子保健事業全般を請け負っており、各事業相互連携を図ることにより、個々の乳児及びその養育者の健康状態を迅速に把握し、即時対応することにより効率的かつ効果的な事業の遂行が期待される。

以上により、助産師会の他に、助産師を毎回確実に派遣できる団体は存在しない。よって事業委託できる唯一の団体であるので、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第 2 号により随意契約とし、助産師会との特名契約とする。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

５　担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

（電話番号　06－6208－9967）

随意契約理由書

１　案件名称

子ども会活動の推進事業委託

２　契約の相手方

大阪市子ども会育成連合協議会

３　随意契約理由書

本事業は、次代を担うこどもたちの健全な育成と仲間づくりを進め、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、地域の大人たちともつながりをつくり、こどもたちが生き抜いていく力を身につけることを目的としている。そのために、こどもたちに身近な各区や地域単位をベースに青少年健全育成活動の促進を行う。

こどもの心身の成長のためには、文化・スポーツ振興活動等の地域活動を実施し、豊かな情操や、体力、たくましい精神を養うことが必要である。それらを実施するには、指導者・育成者の役割も非常に重要であり、人材育成や資質の向上に努めることが必要である。また、日頃の地域活動の発表の場および他地域との交流の場として、全市のこどもを対象に事業を行い、実践を通じた活動を行うことで、指導者の育成力の向上が期待される。また、参加したこどもたちは主体性が養われ、自己実現をめざすことが期待できる。

これらの事業運営は各区や地域を基盤にしながら、市全体で実施することで相乗効果が発揮され、より効果的な事業運営が可能となる。これらの活動を行っているのは、市内全域で町会や班単位で組織されている各区および各区単位子ども会活動である。現在、市内で４６９単位子ども会が組織されている。子ども会活動を活用することで、地域のこどもたちの居場所を確保するとともに、こどもを取り巻く状況を把握し、それらの課題に沿った実践的な取組みが可能となる。

さらに、市全体での文化祭を実施するためには、各区および各単位子ども会が加入し、日頃から連絡協調をして活動している大阪市子ども会育成連合協議会へ委託することが最適である。

大阪市子ども会育成連合協議会は、文部科学省の社会教育関係団体である公益社団法人全国子ども会連合会に加盟しており、区レベルで連合体を組織し、子ども会活動を通じて青少年の健全育成を進めている唯一の団体である。

よって、大阪市内全域に亘る強力なネットワークを介して、傘下の子ども会組織と密に連携をとることで、最も事業を円滑かつ効果的に運営することができる。本事業を本市の目的に即して行える団体は大阪市子ども会育成連合協議会以外にないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、委託契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

５　担当部署

こども青少年局企画部青少課青少年企画グループ　　（電話番号　06-6208-8158）

６　その他

令和４年３月 17 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市幼稚園調査研究事業委託（概算契約）

2　契約の相手方

一般社団法人　大阪市私立幼稚園連合会　会長　川田　長嗣

3　随意契約理由

「大阪市幼稚園調査研究事業」は幼稚園教育の振興・普及を図るため、大阪市内の私立幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。

私立幼稚園の教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行うには、単に研修・研究を企画し開催するだけではなく、法律・例規等や幼稚園等の教育機関・相談機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行い、公私立幼稚園問わず全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進する必要がある。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、市内の私立幼稚園相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されており、市内の私立幼稚園全園が加入する唯一の団体である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と業務委託契約を締結することにより、事務作業の効率化を図ることができ、また、本事業が円滑に実施されるよう委託契約を行うことで、私立幼稚園の独自性を生かした各種研究研修事業が実施できるとともに、公私立幼稚園全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進していくことができる団体であることから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会との間において当委託契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市認定こども園等調査研究事業委託（概算契約）

2　随意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園および施設型給付の幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園等の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園及び施設型給付の幼稚園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会へ加入している認定こども園及び施設型給付の幼稚園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園等に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、市内の私立幼稚園等相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園等の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

5　担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号06-6952-0173）

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市認定こども園調査研究事業委託（概算契約）

2　契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟　　会長　　近藤　遵

3　随意契約理由

「大阪市認定こども園調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立保育連盟へ加入している認定こども園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、昭和 31 年に設立され、団体の活動として民間保育園・認定こども園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園・認定こども園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市保育園調査研究事業委託（概算契約）

2　契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟　　会長　　近藤　遵

3　随意契約理由

平成 30 年度にスタートした「大阪市保育園調査研究事業」は、就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の民間が運営する保育園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業であり、市内の保育園が有する教育・保育機関に関する知識や、各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

具体的には、保育園の規模や事業形態に応じて５つの区分を設定し、市内の民間保育園全園から調査研究を実施したい園を募り、応募園の中から、研究テーマやその内容など優れた提案を選定して、調査研究を実施することとしている。

本市が求める要件を備えた事業実施園の募集を行い、保育園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起とその解決に向けた研究を行うためには、本市の保育園をとりまく状況を広く把握し、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

大阪市私立保育連盟は、昭和 31 年に設立され、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、団体の活動として民間保育園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体である。

各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、保育に関する制度や保育をとりまく現状を熟知する団体を通じて調査研究を行うことが、必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成し、その研究成果を市内の民間保育園に広く周知し、活用してもらうためには、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、加盟していない保育園も含めた事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1　案件名称

令和４年度大阪市保育士等キャリアアップ研修事業委託

2　契約の相手方

株式会社　保健支援センター

代表取締役　小池　美千代

3　随意契約理由書

本業務は、近年、子どもや子育てを取り巻く環境は変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められており、保育現場においても、園長、主任保育士等の下で、初任後から中堅までの保育士の専門性の向上を図ることが重要となってきている中、本市においても、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に当該事業を実施するものである。

保育士等は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修機会を充実することによって、目標をもってその専門性の向上に取り組めるようにすることが重要となっている。そこで保育所等のリーダー的役割を担う職員の育成を行うため、保育現場の専門的な対応が求められる分野に関する研修を実施することが必要である。

そのため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、本業務は、その業務の性質及び目的が競争入札に適さないものといえるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そこで学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社保健支援センターは、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社保健支援センターと地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

１　案 件 名 称　　大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

２　契約の相手方　　社会福祉法人西淀川福祉会

３　随意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立佃保育所では令和２年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施してきており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和元年５月に公募を行い、令和元年 12 月に上記法人を委託先として選定し、令和２年度には引継ぎを行った。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２ 第１項第２号

５　担当部署

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課（TEL06‐6208‐7574）

６　その他

令和４年３月 17 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

特名随意契約理由書

１　案件名称
　　令和４年度母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業業務委託

２　契約相手方
　　社会福祉法人　大念仏寺社会事業団

３　随意契約理由
　母子生活支援施設は、児童福祉法第 38 条の規定に基づく「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。
　「母子保護の実施」は同法第 23 条において、「都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。」と規定された施策である。
　母子生活支援施設に入所する母子は、他者とのコミュニケーションに課題を抱えている者が多く、母子生活支援施設の退所児童を対象とした事業を実施するにあたっては、上記「母子保護の実施」を実施している施設であること、入所期間中より当該母子の状況をよく把握し、施設職員との関係性を有していること、入所時からの支援方針に一貫性を有していることを満たす、当該母子生活支援施設で実施することが不可欠である。
　大阪市内では、北さくら園、南さくら園、リアン東さくらおよびボ・ドーム大念仏の４施設において「母子保護の実施」が行われており、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により、特名随意契約するものである。
　※令和４年３月 18 日開催の契約事務審査会において付議済み

４　根拠法令
　　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署
　　こども青少年局子育て支援部こども家庭課
　　（電話　06-6208-8050）

（様式２）

随意契約理由書

１　案件名称　　令和４年度大阪市中央こども相談センター不登校児童通所事業業務委託

２　契約の相手方　別紙「令和４年度大阪市中央こども相談センター不登校児童通所事業委託事業者一覧」のとおり

３　随意契約理由

本事業は、不登校の児童の置かれている状況や態様に応じて、学習支援や心理治療など、不登校の児童の課題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、それぞれの通所の機能や特性を活かしながら再登校を含む社会的自立を支援するものであり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、一人ひとりの児童の個別のニーズに対応し、多様で専門的な支援を行うため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行なった。当該事業者は、これに応募し、不登校児童の支援にかかる幅広い知識と経験、高い専門性と豊富なノウハウを有しているとの外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。

４　根拠法令　　地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署　　こども青少年局中央こども相談センター教育相談グループ
（電話番号 06 - 4301- 3181）